

各 位

会社名 株式会社アーレスティ 代表者名 代表取締役社長 高橋 新 (コード番号 5852 東証第2部) 問合せ先 取締役管理本部長 熊木 勉 (TEL. 03-5332-6001)

## 定款変更についてのお知らせ

当社は平成18年5月11日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第85回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

## 1.変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的に金型の開発・設計、製造、加工ならびに販売を追加するものであります(変更案第2条)。
- (2) 株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の節減をはかるため、当会社の公告方法を日本経済新聞へ の掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告によることができないときの措置を定めることとす るものであります(変更案第5条)。
- (3)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当 社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設する ものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 12 条 (単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、インターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、コスト削減に資することができるよう、第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第30条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役および会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第42条第2項(監査役の責任免除)、第46条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。

会社法第329条第1項、第338条、第399条第1項の規定に従い、会計監査人に関し、第43条(選任方法)、第44条(任期)、第45条(報酬等)を新設するものであります。

会社法第459条第1項および第460条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、第48条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

上記のほか、表現の変更、字句の修正、条数の変更等全般にわたり所要の修正を行うものであります。

## 2.変更の内容

変更案の内容は次ページ以下のとおりです。

#### 3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日

(下線部分は変更箇所) 現行定款 更 案 第1章 総 則 第1章 総 則 (商号) (商号) 第1条 当会社は、株式会社アーレスティと称する。 第1条 (現行どおり) 英文ではAHRESTY CORPORATIONと表示する。 (本店の所在地) (本店の所在地) 第2条 当会社は、本店を東京都中野区に置く。 第2条 (現行どおり) (目的) (目的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 非鉄金属鋳物の開発・設計、製造、加工ならびに 1. 非鉄金属鋳物の開発・設計、製造、加工ならびに 販売 2. 非鉄金属地金の製造ならびに販売 2. 非鉄金属地金の製造ならびに販売 3. 非鉄金属圧延品の製造、加工ならびに販売 3. 非鉄金属圧延品の製造、加工ならびに販売 4. 合成樹脂製品の製造、加工ならびに販売 4. 合成樹脂製品の製造、加工ならびに販売 5. 産業用事務用機器および家庭用器具用品の開発・ 5. 産業用事務用機器および家庭用器具用品の開発・ 設計、製造ならびに販売 設計、製造ならびに販売 6.建材、庭園用品の開発・設計、製造、施工ならび 6. 建材、庭園用品の開発・設計、製造、施工ならび 7. 非鉄金属製品の製造に関連する機械器具・計測機 7. 非鉄金属製品の製造に関連する機械器具・計測機 器およびそれらの部品の開発ならびに販売 器およびそれらの部品の開発ならびに販売 8.金型の開発・設計、製造、加工ならびに販売 8. 関連事業に対する投資 9. 関連事業に対する投資 9. 前各号に附帯する一切の業務 10. 前各号に附帯する一切の業務 (新設) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を 置く。 1.取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 (公告方法) (公告<u>の</u>方法) 第4条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子 聞に掲載する。 公告によることができない事故その他やむを得ない事 由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 第2章 株 式 (発行可能株式総数) (発行する株式の総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、6千万株とする。 第5条 当会社の発行する株式の総数は、6千万株とする。 (新 設) (株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得) (削除) 第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定によ り、取締役会の決議をもって自己株式を買受けること ができる。 (1単元の株式数) (単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株券の不発行)

第8条 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限り

(単元未満株券の不発行)

第<u>9</u>条 当会社は、<u>単元未満株式</u>に係る株券を発行しない。但 し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限り ではない。 ではない。

### (株券の種類)

第<u>9</u>条 当会社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。

### (株式取扱規則)

第10条 当会社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、株主としての諸届、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

(新 設)

### (名義書換代理人)

第<u>11</u>条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。

(2)当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

#### (基準日)

第12条 当会社は、定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。

(2)前項のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集および議決権)

第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日</u>の翌日から3ヵ 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に そのつど招集する。

(2)株主総会の招集地は、本店所在地、または隣接地とする。

#### (決議の方法)

第<u>14</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主および実質株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

(2)<u>商法第343条</u>の規定によるべき決議は、<u>総株主</u>の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その</u>議 決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### (株券の種類)

第10条 (現行どおり)

### (株式取扱規則)

第11条 (現行どおり)

### (単元未満株主の権利制限)

第12条 当会社の株主および実質株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て および募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第<u>13</u>条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u>

(2)当会社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原 簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取 扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の 買取り、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の 作成、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務 は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれ を取扱わない。

#### (基準日)

第14条 当会社は、定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。

(2)前項<u>に定める</u>ほか、必要あるときは取締役会の決議に<u>よって</u>あらかじめ公告の上、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主および実質株主名簿に記載または記録された実質株主または<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使<u>することができる</u>株主または質権者とする。

#### 第3章 株主総会

(株主総会の招集および議決権)

第15条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の末日</u>の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。

(2) 株主総会は、東京都区内で開催する。

#### (決議の方法)

第16条 (現行どおり)

(2)会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、 当該株主総会で議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席し</u> た当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行 う。

### (新設)

### (議決権の代理行使)

第15条 株主および実質株主は、当会社の議決権を有する他の 株主および実質株主を代理人として、議決権を行使す ることができる。この場合においては<u>委任状</u>を当会社 へ提出しなければならない。

#### (招集者および議長)

- 第16条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し議長となる。
  - (2)取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ</u>取締役会において定めた順序に<u>より</u>、他の取締役が<u>これにあ</u>たる。

#### (議事録)

第<u>17</u>条 株主総会の議事は、<u>その</u>経過の要領および結果<u>を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が、これに記名捺印または電子署名をして10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u>

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

#### (選任)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
  - (2) 取締役の選任の決議<u>について</u>は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主<u>および実質株主の出席を</u>要する。
  - (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (任期)

第<u>20</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後1 年<u>内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。

#### (報酬)

第<u>21</u>条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会に<u>おいて</u> これを定める。

### (代表取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。

### (役付取締役)

第<u>23</u>条 取締役会<u>の</u>決議に<u>より</u>、取締役社長1名を<u>選任</u>する。 ほかに取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役お よび常務取締役各若干名を選任することができる。

## (招集者および議長)

第<u>24</u>条 取締役会は、取締役社長が<u>これを</u>招集しその議長となる。但し、取締役会長が在任するときは、取締役会長がこれにあたる。

(2)取締役会長、取締役社長がともにさしつかえある

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主および実質株主は、当会社の議決権を有する他の 株主または実質株主1名を代理人として、その議決権を 行使することができる。この場合においては、株主総 会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなけ ればならない。

### (招集権者および議長)

- 第19条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が<u>これを</u>招集し、議長となる。
  - (2)取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に<u>従い</u>、他の取締役が<u>株主総会を招集</u>し、議長となる。

#### (議事録)

第20条 株主総会の議事<u>について</u>は、法務省令で定めるところ <u>により開催の日時および場所ならびに議事の</u>経過の 要領および<u>その</u>結果、その他の事項を書面または電磁 的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

#### (定員)

第21条 (現行どおり)

### (選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(3) (現行どおり)

### (任期)

第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度</u> のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結のと きまでとする。

#### (報酬等)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (代表取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

### (役付取締役)

第<u>26</u>条 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって</u>、取締役社長1名を<u>選</u> 定する。ほかに取締役会長1名、取締役副社長、専務 取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することがで きる。

## (取締役会の招集権者および議長)

第<u>27</u>条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>取締役社長が招集し、その議長となる。但し、取締役会長が在任するときは、取締役会長がこれにあたる。

(2) (現行通り)

ときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

### (招集の手続)

第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 (新設)

#### (決議)

第<u>26</u>条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した 取締役の過半数をもってこれを<u>決する</u>。

(新 設)

#### (議事録)

第27条 取締役会の議事は、<u>その</u>経過の要領および結果<u>を議事</u> <u>録に記載または記録し、出席した取締役および監査役</u> <u>が、これに記名捺印または電子署名をして10年間本店</u> に備え置く。

### (相談役、顧問)

第28条 取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

#### (取締役の責任免除)

第29条 当会社は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって商法第266条第12項、同条第17項、および同条第18項に規定する限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。

(2)当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は400万円以上で、予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(定員)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

### (選任)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

(2)監査役の選任の決議<u>について</u>は、<u>総株主の</u>議決権の3分の1以上を有する株主<u>および実質株主の出席を</u>要する。

#### (任期)

第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

### (取締役会の招集通知)

第28条 (現行どおり)

(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

## (取締役会の決議方法)

第<u>29</u>条 取締役会の決議は<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

## (取締役会の決議の省略)

第30条 当会社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### (取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事<u>について</u>は、<u>法務省令で定めるところ</u> により開催の日時および場所ならびに議事の経過の 要領および<u>その</u>結果、その他の事項を書面または電磁 的記録をもって議事録を作成する。

(相談役、顧問)

第32条 (現行どおり)

#### (取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって会社法第426条第1項に規定する限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。
(2)当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は400万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(定員)

第34条 (現行どおり)

## (選任<u>方法</u>)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2)監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

#### (任期)

第36条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度</u> のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき までとする。 (2)補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(報酬)

第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。

(常勤の監査役)

第34条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(招集の手続)

第35条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査 役に対し発するものとする。但し、緊急の必要あると きはこの期間を短縮することができる。

(2)監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(決議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き 監査役の過半数をもってこれを決する。

(議事録)

第37条 監査役会の議事は、<u>その</u>経過の要領および結果<u>を議事</u> <u>録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名</u> 捺印または電子署名をして、10年間本店に備え置く。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、商法第266条第1項第5号の行為に関する監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって商法第280条第1項で準用し、商法第266条第18項で読み替えて適用する同条第12項に規定する限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤の監査役)

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第39条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査 役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

(2)監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、 監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会の議事録)

第41条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところ により開催の日時および場所ならびに議事の経過の要 領および<u>その</u>結果、その他の事項を書面または電磁的 記録をもって議事録を作成する。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役、監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、同法423条第1項に規定する社 外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額また は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の ときまでとする。

(2)前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意 を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
(2)当会社は、会社法第427条第1項の規定により、

第7章 計 算

(営業年度および決算期日)

第<u>39</u>条 当会社の<u>営業</u>年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年<u>とし、営業年度の末日を決算期日</u>とする。

(新設)

(利益配当金)

第40条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日現在の株主名簿 に記載または記録された株主および実質株主名簿に記 載または記録された実質株主、または登録質権者に支 払う。

#### (中間配当)

第41条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の 株主名簿に記載または記録された株主および実質株主 名簿に記載または記録された実質株主、または登録質 権者に中間配当を行うことができる。

### (除斥期間等)

第<u>42</u>条 <u>利益配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満 5 ヵ年を経過しても受領されないときは、当会社はそ の支払の義務を免れる。

(2)未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。

会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第7章 計 算

## (事業年度)

第<u>47</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第48条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に 定める事項については、法令に別段の定めある場合を 除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により 定める。

# (剰余金の配当の基準日)

<u>第49条</u> 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日<u>とする</u>。 <u>(2)当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日と</u> する。

> (3)前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。

(削除)

## (配当金の除斥期間)

第50条 <u>剰余金の配当金</u>が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の剰余金の配当金には利息をつけない。

以上